

従業員が1人でもいれば、労働保険への加入が必要です。

## 未加入の事業主に対する「費用徴収制度」が強化！

もしも、未加入の事業所で労働災害が発生した場合、給付に要した費用や遡及した保険料が一度にかかってきます。

だけど… 忙しくて事務ができないし、事務員もいない。  
いろいろな手続きや届出、保険料の計算、申告など、何かとわずらわしい！  
労働基準監督署やハローワーク（公共職業安定所）へ出向く時間もない！

そんな、事業主さん！

## 町田商工会議所

### 労働保険事務組合への事務委託をおすすめします！

労働保険についての事務処理が軽減される他に、2つのメリットがあります。

#### 1. 保険料の分納が可能！

金額の大小にかかわらず、年3回（※）に分割して保険料を納付することができます。  
※委託の時期によっては、年2回あるいは一括払いになります。

#### 2. 事業主も労災適用！特別加入制度

労働者ではない事業主や家族従事者、法人役員の方でも、一定規模の事業所で、業務の実態が労働者に準じると認められる場合、特別に労災保険へ加入できます。

**現在、個別で労働保険に加入されている事業主さんもぜひご検討下さい！**

※ 制度の利用は任意です。なお、特定の業務に従事されている場合には、加入時に健康診断の受診が必要となります。

事務委託には、法定の労働保険料のほかに、別途、事務委託手数料がかかります。

事務委託

手数料 =

※ 別途、消費税を  
頂戴いたします。

労災保険分

労災(概算)保険料  
の10%相当額

※ただし、金額が3,600  
円未満である場合は一律  
3,600円とします。

+

雇用保険分

表のとおり

被保険者人数	手数料(月額)
1~4名	700円
5~15名	1,000円
16~30名	1,400円
31名以上	50円×被保険者数

その他、くわしくはこちらまでお問い合わせ下さい。

**町田商工会議所 労働保険事務組合**

〒194-0013 町田市原町田3丁目3番22号

電話：042(724)6614 / FAX：042(729)2747